

こころの集い 「凧（なぎ）の会」 規約

第1条（目的）

- ・こころの集い 凧の会（以下「本会」という。）は、様々な依存症者等を対象に、**依存症、こころの病から脱する支援活動、治療知識学習及び本人と家族の心の回復を目的**とし経験、職業に関係なく平等に活動する。

第2条（名称）

- ・本会の名称は、「こころの集い 凧の会」とする。

第3条（事務局所在地）

- ・本会の事務局は、代表者宅に置く。

第4条（会員）

- ・本会の目的に賛同する者をもって会員とし本人及び家族、協賛医療従事者等をもって構成する。（名簿参照）

第5条（役員）

- ・本会に代表1名、事務局1名、会計1名、監査2名、顧問(2名)を置き、代表は会を代表し、
- ・事務局は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。
- ・事務局は行事の運営をスムーズにする為、事前に連絡・相談・報告を行い運営を明確に進行させる
- ・会計・監査は収入・支出費を管理し、金銭面でのスムーズな運営を管理する
- ・各役員に於いて引き継ぎやその他理由により補佐が必要な時は役員からの要望とし当事者に依頼する

第6条（事業）

- ・本会は会員の協力と協調のもと、医療機関が許可した依存症者及び精神疾患者又はその家族の体験発表と様々な相談などの活動を行い、社会生活に健全な姿で復帰する事と家族の心の支援を行う。
- ・スポーツ等のレクリエーション活動を通じ仲間の繋がりを確認すると共に、地域社会への疾病からの回復の素晴らしさを表現する。
- ・関係のある他団体との交流を行い様々な情報交換や協力体制を築いていく

第7条（会費）

- ・本会の会費は、ミーティング参加費300円・人（家族）/回とし、原則これを本会の運営財源に充てる。
- ・会費は現金とする
- ・会費は1500円・人（家族）/月の支出を上限とし（5回）それ以上の支出は免除扱いとする。
- ・レクリエーション・サロン活動などの会費は別途徴収する事が有る
（レクリエーション・サロン活動などで事前に集めた会費は原則返金しない）

第8条（協賛金）

- ・団体、企業、医療関係からの協賛金については受理し効果的に運用する。
（一口1,000円以上/月・12回）を年度毎に申請する。
- ・領収書を発行し収支管理をスムーズに明確にする。

第9条（収支管理）

- ・会計は収支管理を行い必要に応じ都度報告を行う、更に総会に於いては総会開催日10日前に監査を受け報告する

第10条（役員解任）

- ・役員は2年を任期とし、総会で役員を選任(多数決法)と解任を行う。

- ・役員の不適切な言動や行動、病気にて参加困難な時は相談役及びその他の役員で解任の決定をする

第11条（貢献）

- ・本会は政治、宗教、商業活動に利用される事無く、活動を通し地域社会に貢献する。
- ・地域社会で年代を問わず生き辛さを抱えてる方の回復への協力を行う
- ・依存症などの精神疾患への偏見や誤解防止の啓発運動の推進

第12条(運営)

- ・本会運営は会費で運営計画し、協賛金などを充当し運営を安定させる。
- ・事業運営に関しては年度末（4月）に計画を明確にし情報提示し実施する

第13条(顧問)

- ・本会への医療からのアドバイス、知識、会員のケアアドバイスを目的に医療関係者の顧問を置く。

（医療関係のケースワーカー等の職務に就いてる方）

第14条(家族会員)

- ・家族の参加を歓迎し優先させる（家族体験談の効果を尊重する）
- ・家族会の名称「すずらん」とする。
- ・会員は基本的に家族とし、更に緊急を要する時は当事者の参加を容認する。
- ・家族会独自の話し合いの場を持ち、回復への学習と仲間の意思疎通を図る

第15条(市民活動及びレクリエーション)

- ・地域のボランティアなどに率先して参加し地域環境、安全性向上など貢献する。
- 又、定期的にスポーツなどのレクリエーション活動を実施し仲間の健康と交流を計画し親睦を深め、会員の交流と疾病の回復に努める（誤解、偏見防止活動）

第16条(決議)

- ・会員が必要と認めた議題に関する会議や、定例ミーティングでの議題で行事や活動内容を話し合い2/3の賛成をもって決定する

第17条(総会・運営報告)

- ・4月/年度に総会を行い運営報告、決算報告を実施する。
- ・出欠確認は1週間前に事務局が行い参加人数を把握する。

第18条(禁則行為)

- ・会員同士の金品等に関する貸し借りを原則禁止する。
（貸し借りに関する問題については会として責任を負う事はないものとする。）
- ・本会名、会員の体験談や個人情報を本会の了承無しで他事業及び企業に情報提供する事
- ・他事業及び企業に本会名を使用し、個人的な理由で恩恵を得る行為を行う事
- ・会員がマナー及び法規違反を見つけた時は見ぬ振りをせず、必ず注意し対応処置する。
- ・会の行事における送迎は原則禁止とし公共交通手段を活用する

（交通事故による怪我、物損に対し同乗者が責任を負えないリスク回避）

- ・事情により送迎が必要な時は費用(依頼者) と交渉を別途取り決め運用する。

第19条(退会及び除名)

- ・退会届を提出したとき
- ・除名された時
- ・本人が死亡したとき

- ・意図的に会の行事に6か月間参加しなかった時

以上をもって退会とする

- ・自己都合、会則違反などで会員や会の名誉を傷つけた時
- ・社会的犯罪事件に大きくかかわり、会に被害が及ぶとき

以上をもって除名とする

- ・退会、除名処分を受けたものは基本的に会の活動には参加できない。
- ・退会をもって会での資格称号を前歴として使用する事は禁止とする。
- ・会員名簿から速やかに抹消する

第20条(広報関係)

- ・新聞や公共施設などの本会としてのメッセージ等は必ず会長または事務局に報告と内容の確認を行い、誤解や偏見が無いように心がける。

こころの集い 凧の会

令和3年4月11日発足

この規約の記載内容について事実と相違ない事を証明します。

この規約は、令和3年4月11日から施行する。

052-0014

北海道伊達市舟岡町247-24

こころの集い 凧の会 代表

石黒 浩充

- ・ R3/4/11 制定 会の方針を明確にし運営をスムーズに行う為に制定
- ・ R6/2/18 会費、送迎、役員について一部変更及び内容追加